

熊本県建築基準法例規集

改正について

平成30年3月

熊本県土木部建築住宅局建築課
熊本市都市建設局建築指導課
八代市建設部建築指導課
天草市建設部建築住宅課

【削除】

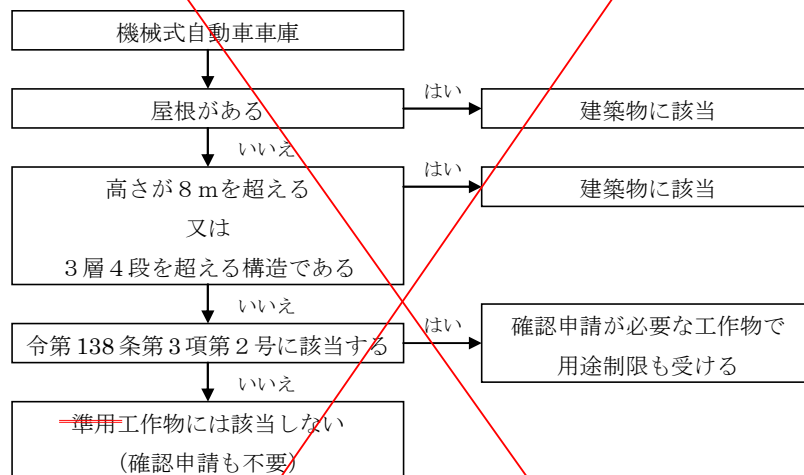
| | | |
|-----------|------------------|-------|
| 法第 2,88 条 | 機械式自動車車庫の取扱いについて | A1201 |
|-----------|------------------|-------|

屋根を有する機械式自動車車庫は建築物であるが、屋根を有しない機械式自動車車庫で、高さ 8m を超えるものも建築物として取り扱う。

また、高さが 8m 以下かつ 3 層 4 段以下の屋根を有しない機械式自動車車庫は工作物であり、令第 138 条第 3 項第二号に該当するもののみが建築基準法第 4 8 条許可及び確認申請の対象となる。機械式自動車車庫で、床として認識することが困難な形状のものは駐車台数 1 台につき 15 m² として床（築造）面積を計算する。

また、建築物内に設置される機械式自動車車庫の床面積の算定方法は、JCBA 基準総則 P64 による。

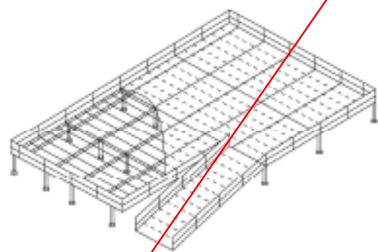
なお、高さの取り方は接地面から装置上端部までとし、可動式部分、簡易な部分の高さは含めない。



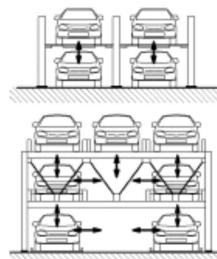
解説

立体自動車車庫は、自走式、機械式、吊り上げ式の 3 タイプに大別されるが、機械式、吊り上げ式についての取扱いを定めたものである。

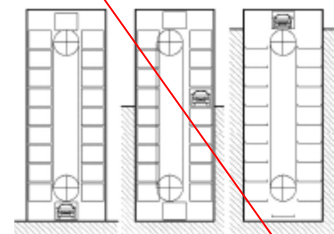
なお自走式立体自動車車庫は高さに関係なく建築物である。



自走式



機械式



吊り上げ式

参考

例規 A1204 吊り上げ式の自動車車庫の取扱いについて

【改正】

| | | |
|---|--|---------------------|
| 法第 27 条 | 福祉関係施設について特殊建築物に該当するかの判断に ついて | A1206 (H29 一部改正) |
| 福祉関係施設について、法別表第 1 のどの特殊建築物に該当するかどうかは、原則として表 1 によるものとする。 | | |
| 解説 | 福祉関係施設について、どの特殊建築物に該当するか整理を行ったものである。 特殊建築物の判断は、原則として根拠法で規定されるが、グループホーム等については、利用形態（宿泊の有無等）で判断するので注意が必要である。 なお、特殊建築物の判断に疑義があるときは、特定行政庁と協議すること。 | |
| 参考 | 法別表第 2 における用途 <u>地域内の制限に関する</u> 判断は JCBA 基準総則を参照することとし、別表第 1 の取扱いと別になるので注意すること。 | |

表 1 福祉関係施設について特殊建築物に該当するかの判断

| 用途名 | 根拠法 | 建築基準法の用途 |
|--|--|----------|
| 助産施設、乳児院、母子生活支援施設（旧母子寮）、保育所、児童厚生施設、児童養護施設（旧養護施設）、障害児入所施設、児童発達支援センター（旧知的障害児施設（旧精神薄弱児施設）、旧知的障害児通園施設（旧精神薄弱児通園施設）、旧盲ろうあ児施設、旧肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（旧教護院）、児童家庭支援センター | 児童福祉法第 7 条に基づく施設 | 児童福祉施設等 |
| 助産所 | 医療法第 2 条に基づく施設 | |
| 身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設（補装具製作施設視聴覚障害者情報提供施設は含まれない） 旧障害者福祉法第 5 条対象の身体障害者更生施設※（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設） 精神障害者社会復帰施設※（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター） 旧知的障害者福祉法第 5 条対象の知的障害者援護施設※（知的障害者サービスセンター、知的障害者更生施設（旧精神薄弱者更生施設）、知的障害者授産施設（旧精神薄弱者授産施設）、知的障害者通勤寮（旧精神薄弱者通勤寮）、知的障害者福祉ホーム（旧精神薄弱者福祉ホーム） | 身体障害者福祉法第 5 条に基づく施設 ※建築基準法施行令 H18 附則に記載 | |
| | | |
| | | |

| | | | |
|--|--|-------------------------------------|---------|
| 救護施設、厚生施設、授産施設、宿所提供施設（医療保護施設は含まれない） | | 生活保護法第 38 条に基づく施設 | 児童福祉施設等 |
| 婦人保護施設 | | 売春防止法第 36 条に基づく施設 | |
| 老人サービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター | | 老人福祉法第 5 条の 3 に基づく施設 | |
| 有料老人ホーム | | 老人福祉法第 29 条 | |
| 母子健康センター | | 母子保健法第 22 条 | |
| 障害者支援施設 | <u>（注）施設入所支援が行われる。</u> | 障害者総合支援法第 5 条 | |
| 地域活動支援センター | <u>（注）Ⅰ～Ⅲ型すべてが対象。</u> | 障害者総合支援法第 80 条 | |
| 福祉ホーム | | | |
| 障害福祉サービス事業（※）の用に供する施設 <u>※生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）に限る。</u> | | | |
| <u>認知症高齢者グループホーム等（ショートステイを行う小規模多機能等も含む）</u> | 食堂・便所・台所・浴室等が 1 か箇所又は数か所に集中的に設置されているもの | <u>老人福祉法第 5 条の 2、介護保険法第 7 条・8 条</u> | |
| | 各住戸が独立し、廊下・階段等の共用部分を有するもの | | 共同住宅 |
| | 旅館業法の適用を受ける場合 | | ホテル、旅館 |
| <u>サービス付き高齢者向け住宅</u> | 食堂・便所・台所・浴室等が 1 か箇所又は数か所に集中的に設置されているもの | 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条 | 児童福祉施設等 |
| | 各住戸が独立し、廊下・階段等の共用部分を有するもの | | 共同住宅 |

・上記以外の用途については、宿泊の有無等により判断する。（要特定行政庁協議）

・学童保育所（児童福祉法第 6 条 3 の第 2 項）、放課後等デイサービス事業所（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項）の取扱いは、各特定行政庁との協議が必要。

【改正】

| | | |
|---------|--|----------------------------|
| 法第 34 条 | 既存 EV に戸開走行保護装置等を設置する際の建築確認申請の要不要の判断について | A1207 <u>(H29 一部改正)</u> |
|---------|--|----------------------------|

既存昇降機に、戸開走行保護装置等のみを設置する場合については、建築確認手続きを要しないものとする。

解説

既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法上の手続きについては、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き、建築確認・検査は不要である。なお、既設エレベーターに装置等を設置した場合は、その直後の法第 12 条第 3 項の規定に基づく定期報告の際、設置した旨を表示し、設置状況を撮影した写真及び施工図等を添付すること。

平成 24 年 4 月 27 日付け国住指第 291 号「戸開走行保護装置等の設置の促進について」

参考

その他、既存エレベーターの改修については、以下に留意する必要がある。昇降機技術基準の解説（旧 2009 年版）2.2-28 ページに、「既存昇降機の重要な安全装置等の仕様変更を行う際の確認申請の要否について、特定行政庁に確認する」とあり、本県における当面の取扱いを明確にしたものである。

昇降機技術基準の解説（旧 2009 年版）2.2-28 ページ 抜粋

【設計上の留意事項】

(1)既存昇降機の改修工事を行うときは、その改修工事の内容が表-(令 146)-1 の(1)から(3)のように重要な仕様変更※を伴う場合は、原則として確認申請が必要である。

表-(令 146)-1 既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続き

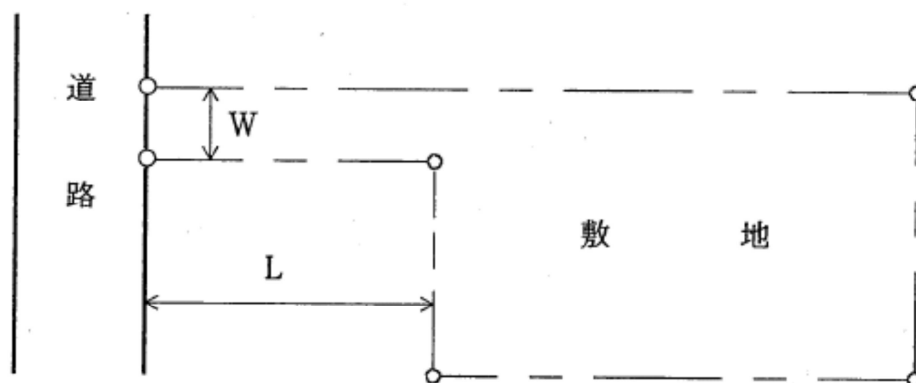
| | |
|-----------------|---|
| (1)既存エレベーターの改修 | 1) 機械室を移設するとき |
| | 2) エレベーターを全部取り換えるとき（乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も、全部取り換えとみなす。） |
| | 3) エレベーターの用途を変更するとき |
| | 4) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき |
| | 5) 昇降行程を延長するとき |
| (2)既存エスカレーターの改修 | 1) 輸送能力を変更するとき |
| | 2) エスカレーターを入れ替えるとき |
| | 3) エスカレーターを移設するとき |
| (3)小荷物専用昇降機の改修 | 1) 既設エレベーターの改修を準用する。 |

※重要な仕様変更とは、表-(令 146)-1 の他、重要な安全装置、制御装置・巻上機等の装置の場合も含んでおり、これらの場合には、特定行政庁に取り扱いについて確認すること。

【改正】

| | | |
|---------|------------------|----------------------------|
| 法第 43 条 | 路地状の敷地で接する場合の取扱い | A8651 <u>(H29 一部改正)</u> |
|---------|------------------|----------------------------|

下図のように路地状部分で接している場合の路地状部分の幅は、 $2\text{m}^{\ast 1}$ 以上で、かつ、当該路地状部分の長さの 10 分の 1 以上としなければならない。ただし $\ast 2$ 、周囲の土地利用の状況及び地形等によりやむを得ないと認め、又は安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。



$$W \geq 2\text{m}^{\ast 1} \text{ かつ } W \geq L/10 \text{ ただし } L \geq 40\text{m} \text{ の場合は } W \geq 4\text{m}$$

※ 1 条例の規定により、接道長さが付加されているものは、その長さとする。

※ 2 ただし書の適用に当たっては、特定行政庁との協議が必要。

【新規】

| | | |
|--|--|-------|
| 法第48条 | <u>第一種低層住居専用地域内の防災備蓄倉庫の取扱い</u> | A1701 |
| <p><u>地方公共団体又は町内会等が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、令第130条の4第2号に規定する「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」として取り扱う。</u></p> <p><u>これにより、第一種低層住居専用地域内においても、延べ面積が600㎡以内のものについては建築することができる。</u></p> | | |
| 参考 | <u>平成27年2月27日付け国住指第183号「建築基準法における「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」の取扱いについて（技術的助言）」</u> | |